



# みどり 水土里ネット 児島湾 だより

第171号

平成29年6月1日 児島湾土地改良区 岡山市南区あけぼの町3番6号 ☎(086)262-0175



「浦安東機場」の建屋とその内部（9頁に詳細解説）

## 電話番号のお知らせ（直通）

総務課	(086)262-0175 下記以外の事務全般(賦課徴収含む)
総務課会計係	(086)262-3919 会計経理全般
維持管理課	(086)262-0176 (086)262-0180(アナログ回線) 維持管理事業全般(県管理用排水機場関係)
施設管理課	(086)262-0310 基幹水利事業全般(藤田用排水機場関係) 藤田用水管理事業全般、県営事業全般
農村整備課	(086)262-0177 土地改良事業全般(工事関係)
児島湾土地改良区 堤防管理事務所	(086)263-5244(FAX) (086)267-3002 (086)267-3001(FAX) 児島湖水位調整等(操作室)

## ◇もくじ◇

通常総代会挨拶……………	2
通常総代会への祝辞…………… (大森雅夫岡山市長)	3
通常総代会開催……………	4
平成29年度賦課金・負担金……………	5
平成29年度予算……………	6
平成29年度土地改良事業計画……………	7
事務局人事異動……………	8
児島湖流域清掃大作戦参加報告…	9
役員視察報告……………	10
設立70周年に向けて……………	13
賦課金検討委員会の委員選任報告	15
転用等、地区除外に伴う決済金…	16

# 平成28年度通常総代会 理事長挨拶

平成29年 3月 8日

理事長 宮 武 博



平成28年度通常総代会の開催にあたり、ご挨拶を申し上げます。本日、皆様方には、お忙しい中を、早朝より多数お集まりいただき、誠にありがとうございます。

皆様方には日頃から当改良区の運営につきまして、格別のご尽力をいただいております。この場をおかりしまして改めて感謝申し上げます。

本日の総代会で審議いただきます案件は、ご案内のとおり十九議案を提出しています。これらの議案は、委員会、理事会において慎重に審議を重ね、全会一致でのご提案であります。総代各位には、十分な審議をいただき、ご承認いただきますようお願いいたします。

さて、本年度は世界的に激動の一年でした。イギリスがEUを離脱し世界に衝撃を与えたのを皮切りに、アメリカには大方の予想を裏切ってトランプ新大統領が誕生しました。アメリカ第一主義を標榜し、自国の利益を最優先に近視眼的な政策を実行しようとしています。

本年1月23日トランプ大統領は、TPP協定から永久に離脱するとして大統領令に署名しました。トランプ大統領は、「企業や雇用が国外に流出するばかげた協定を停止する」と語り、12ヶ国署名した協定からの離脱を一方的に宣言し、今後は、それぞれの同盟国と二国間交渉にあたる意向を表明しました。日本の農業関係者の間では、もともとTPP協定への加盟に対する懸念が強く、アメリカのTPP離脱宣言にひとまず、ほっとしている関係者も多いと聞いています。

しかしながら、トランプ大統領はアメリカ第一主義を掲げており、日本の農産物市場の解放をめぐって二国間交渉が現実のものとなれば、自国の都合を優先して力任せの外交、貿易交渉をわが国にも挑んでくるのではないかと危惧されています。その様な中、日本政府は平成27年10月のTPP大筋合意をきっかけに、国内農業の体質強化に向けた事業に予算を配分しておりましたが、TPPの先行きは不透明となっております。ただ、TPPがあってもなくても、どの政権であっても農業構造の体質を強くすることが日本の将来の課題であり、生産額や食料自給率向上につながる農業対策の必要性がなくなることはありません。

戦後、食糧増産が緊急の課題であった時代に農業生産の基盤整備と農業の生産性向上、農業総生産の増大、農業構造の改善を目的として全国の土地改良区は誕生しました。しかし、海外からの輸入食料が市場にあふれ、食糧危機の意識が薄れ農村地域の混住化など社会状況が変化した中、その存在意義が少しずつ変容し、農業水利施設に期待される社会的役割も大きく変わりつつあります。

一方で、近年の集中豪雨による洪水など想定を超える規模の自然災害が多発する中、それに対応する農業水利施設は、戦後の食糧増産や高度経済成長の時代に急速に整備が進められたこともあり老朽化が進行し、その維持管理と長寿命化が国の重要な政策となっており、それを担う土地改良区の果たす役割は、依然重要なままであります。

児島湾土地改良区も50年以上にわたり、児島湾締切堤防や用排水機場の操作管理を行って参りましたが、老朽化の著しい施設の管理は地域の用排水機能の低下を招き今後の課題となると考えられます。当改良区の受益地は干拓地という特殊性から、いつ発生するかわからない自然災害の脅威から地域を守るためには、農業水利施設が適正に維持されていることが不可欠であり、これを

支える児島湾土地改良区の役割は大きいと考えています。そしてさらに近年では、大規模災害の被害発生リスクの低減を図るため、防災の災害時の被害を最小化させる減災を併せ、ハード・ソフト一体となった総合的な取り組みを国・県・市等と連携を取りながら講じて行くことも期待されています。

児島湾土地改良区としましても、将来を見据えた組織体制の強化に取り組み、各種農業施策や社会状況、地域の特性に対応しながら、積極的にこれらの役割を果たして参りたいと考えていますので、総代の皆様におかれましても今後ともご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

以上、簡単ではございますが開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

## 通常総代会へ祝辞

岡 山 市 長  
大 森 雅 夫



児島湾土地改良区の平成28年度通常総代会が開催されますことを心からお喜び申し上げます。

皆様方には、平素から「児島湾締切堤防」の適切な管理・運営をはじめ、管内土地改良事業の実施など、岡山市の農業振興に格別のご理解とご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

ご存知のとおり、岡山県は中四国地方でトップの農業産出額を誇り、沖積平野と新田開発による干拓地からなる広大な岡山平野では、水稻、麦類の栽培をはじめ、昨年のおかやまマラソンでも提供された千両茄子など、地域特性に応じた多彩な農業が営まれています。

その一方で、生産者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など、農業を取り巻く環境は一層厳しさを増しており、岡山市では、市民への安全・安心な食の提供や多面的機能を有する農地等の保全、地産地消の推進や担い手の確保・育成、さらには、経営規模拡大による生産性の向上、国内外への販路拡大など、様々な取組を推進しているところです。

こうした取組をより実りあるものとするためには、先人たちが不断の努力で築き上げ、今や、水稻、麦類、野菜類の全国有数の一大産地となった、ここ岡山平野の広大な土地を長年にわたり守り続けてこられた貴土地改良区の皆様のお力が欠かせません。

昨年からの3年間は、申（さる）・酉（とり）・戌（いぬ）と、岡山を代表する「桃太郎」のお供の干支が続き、その2年目となる酉年は、「酒」の字に由来し、収穫した作物から酒を抽出する実り多い年であると考えられています。

岡山市では、今後とも、「晴れの国」の恵まれた気候風土と豊かな水（み）土（ど）里（り）をいかした活力ある農業の発展に注力し、地域の皆様に多くの果実がもたらされるよう力を尽くしてまいります。

皆様方には、今後とも、岡山市の農業のさらなる振興に一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、児島湾土地改良区のさらなるご発展並びに皆様方のますますのご健勝・ご多幸を、心から祈念申し上げます。

## ◇平成28年度通常総代会の開催について

平成28年度通常総代会が、平成29年3月8日（水）午前9時から児島湾土地改良区 4 階大会議室において総代72名、役員14名出席のもとで開催されました。当日の議長には「西谷武義」総代が選任され、宮武理事長の挨拶の後、参議院議員<sup>しんどうかねひこ</sup>進藤金日子様、岡山市長<sup>おおもりまさお</sup>大森雅夫様からのメッセージを朗読しました。続いて宮武理事長からの提案趣旨説明の後、議案審議に入り提出された19議案が、賛成多数で原案どおり可決されました。提出議案は、次のとおりです。

### I 議案

- |         |  |
|---------|--|
| 議案第 1 号 | 平成28年度児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託計画変更の専決処分の承認について       |
| 議案第 2 号 | 平成28年度特別会計児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託収支補正予算の専決処分の承認について |
| 議案第 3 号 | 平成28年度関係土地改良事業計画変更の議決について                      |
| 議案第 4 号 | 平成28年度（株）日本政策金融公庫資金借入計画変更の議決について               |
| 議案第 5 号 | 平成28年度土地改良事業の繰越計画の議決について                       |
| 議案第 6 号 | 平成28年度藤田用水管理事業実施計画変更の議決について                    |
| 議案第 7 号 | 平成28年度一般会計・特別会計収支補正予算の議決について                   |
| 議案第 8 号 | 平成28年度児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託計画変更の議決について            |
| 議案第 9 号 | 平成28年度特別会計児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託収支補正予算の議決について      |
| 議案第10号  | 平成29年度関係土地改良事業計画の議決について                        |
| 議案第11号  | 平成29年度（株）日本政策金融公庫資金借入計画の議決について                 |
| 議案第12号  | 平成29年度藤田用水管理事業実施計画の議決について                      |
| 議案第13号  | 平成29年度一般会計・特別会計収支予算の議決について                     |
| 議案第14号  | 平成29年度役員報酬の議決について                              |
| 議案第15号  | 平成29年度賦課金・負担金等徴収の議決について                        |
| 議案第16号  | 平成29年度児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託計画の議決について              |
| 議案第17号  | 平成29年度特別会計児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託収支予算の議決について        |
| 議案第18号  | 平成29年度一時借入金の議決について                             |
| 議案第19号  | 平成29年度歳計現金預入先の議決について                           |

## ◇平成29年度賦課金・負担金について

平成29年度賦課金・負担金は次のとおりです。

## 1. 賦課金

平成29年度児島湾土地改良区賦課金は、1,000㎡当たりの賦課基準を次のとおりとして賦課徴収するものとする。

◎ 1,000㎡当たり 賦課金2,000円

◎ 賦 課 基 準 賦課に当たっては、1㎡当たり2円を単位として賦課面積  
(平成29年4月1日現在)に乘算する。

内 訳	一 般 経 常 費	1,830円
	堤防維持管理負担金	170円
	計	2,000円

(注) 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の規定に基づき、円の単位まで徴収いたします。

## 2. 藤田用水維持管理賦課金《藤田都六区地区》《藤田都・大曲地区》《藤田錦六区地区》

平成29年度藤田用水維持管理賦課金は、1,000㎡当たりの賦課基準を次のとおりとして、藤田都六区地区、藤田都・大曲地区及び中畦・曾根地区並びに、藤田錦六区の受益農地から賦課徴収するものとする。

◎ 1,000㎡当たり 維持管理賦課金1,200円

◎ 賦 課 基 準 賦課に当たっては、1㎡当たり1円20銭を単位として賦課面積  
(平成29年4月1日現在)に乘算する。

ただし、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

## 3. 農家負担軽減財源10,000千円負担金の徴収については次のとおりとする。

平成29年度負担区分

覚書による自治体関係	岡 山 市	9,213千円
	玉 野 市	787千円
	計	10,000千円

## 4. 徴収期日

平成29年7月31日 (全期徴収)

## 5. 徴収委託先

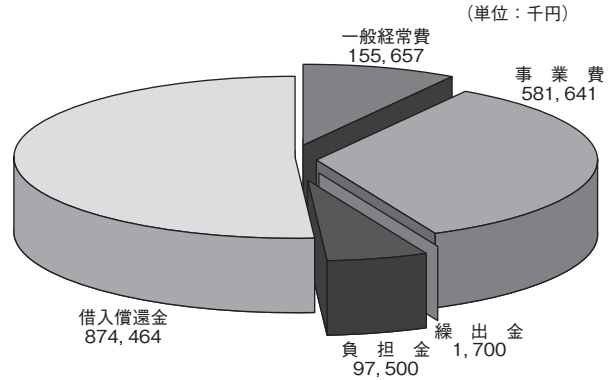
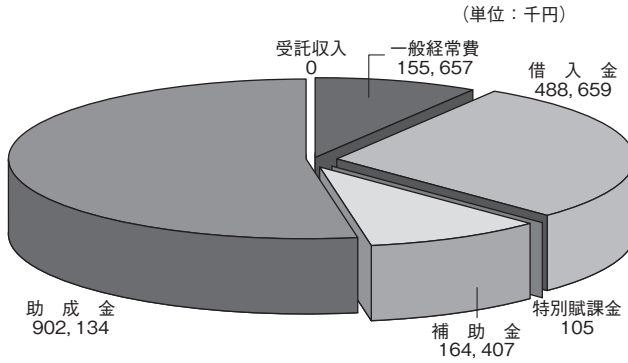
- |             |           |
|-------------|-----------|
| ①岡山市農業協同組合  | ④トマト銀行    |
| ②岡山市浦安土地改良区 | ⑤理事・監事・総代 |
| ③中国銀行       |           |

◇平成29年度一般会計予算について

【一般会計】

収入合計 1,710,962千円

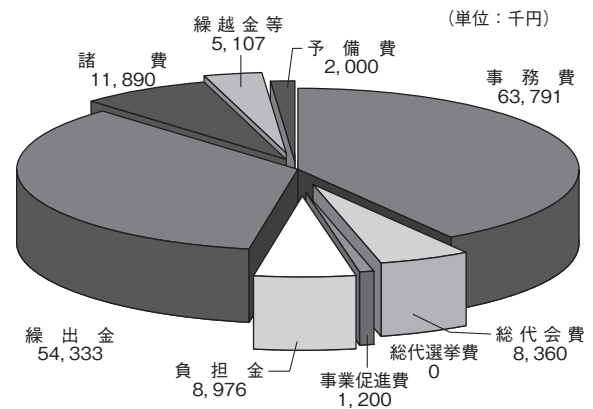
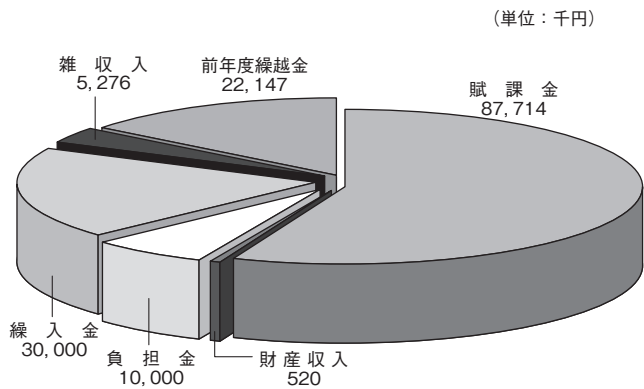
支出合計 1,710,962千円



【一般経常費】

収入合計 155,657千円

支出合計 155,657千円



◇平成29年度藤田用水管理事業特別会計収支予算

[収入] (単位：千円)

科目	金額
作業受託収入	90,180
管理賦課金	13,323
雑収入等	2,448
合計	105,951

[支出] (単位：千円)

科目	基幹水利施設	藤田用水
点検整備費	8,030	220
施設管理費	28,841	7,920
施設費	1,108	777
調査費	338	
諸油脂費	99	130
整備補修費	11,600	2,000
電力費	37,412	1,810
管理諸費等	1,382	1,465
整備積立金		998
消費税	1,370	3
小計	90,180	15,323
諸費		100
次年度繰越金		348
合計		105,951

## ◇平成29年度特別会計児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託収支予算

[収入] (単位：千円)

科 目	金 額
前年度繰越金	2,778
作業受託収入	317,754
雑収入等	545
計	321,077

[支出] (単位：千円)

科 目	防 潮 水 門	関 連 機 場	児 島 湖 管 理	そ の 他	計
点検整備費	2,366	4,701		1,798	8,865
施設管理費	108,745	27,791			136,536
施設費	6,071	8,478	14,104		28,653
調査費	75				75
諸油脂費	124	190		579	893
整備補修費	0	69,615			69,615
電力費	4,910	58,752		912	64,574
消費税				8,543	8,543
諸費				3,323	3,323
計	122,291	169,527	14,104	15,155	321,077

## ◇平成29年度土地改良事業計画について

平成29年度土地改良事業計画は、農業基盤整備促進事業、農地耕作条件改善事業、小規模土地改良事業、非補助土地改良事業の各事業を合計35地区、事業費54,782万6千円で計画し、関係機関に予算要求をしているものです。

### ◎農業基盤整備促進事業 [5地区 19,342万6千円]

地区名	北七区6条2、北七区6条2の2、北七区8条、西七区5条2、西七区2条2
-----	-------------------------------------

### ◎農地耕作条件改善事業 [3地区 11,240万円]

地区名	西七区支線69号の2、西七区支線71号、西七区支線84号
-----	------------------------------

### ◎小規模土地改良事業 [1地区 2,000万円]

地区名	西七区4号
-----	-------

### ◎非補助土地改良事業 [25地区 22,000万円]

地区名	西七区5号舗装、内尾排水樋門、内尾南、東畦21樋門、錦沖4南2、錦沖3樋門、錦沖1南樋門、錦六区縦1-3樋門、鞆津川中川北樋門、西七区支線16号、西七区支線102号、西七区支線128号、西七区支線140号、北七区支線30号、北七区支線36号、北七区支線66号、北七区支線73号、西七区支線116号、北七区支線82号、沖1-2丁目樋門、西谷川丘2交差東樋門、片岡浜1番川、片岡浜4番川、宗津東町5番川2、宗津西町3番川
-----	--

### ◎非補助土地改良事業（維持管理） [1地区 200万円]

地区名	藤田用水維持管理2
-----	-----------

## ◇事務局人事異動

### ○採用（平成29年4月1日付）

農村整備課 工事係 技師補	高 橋 拓 真（新採用）
事務局長（嘱託）	山 内 一 宏（更 新）
次長 事業調整・農村整備課 ・施設管理課担当（嘱託）	佐 山 義 和（更 新）
次長 施設管理課長事務取扱 （再任用）	國 定 一 郎（更 新）
農村整備課 工事係 書記（嘱託）	伊 澤 信（更 新）

### ○昇 任（平成29年4月1日付）

総務課 課長補佐 庶務係長事務取扱 （平成29年5月1日付）	佐 藤 秀 明（総務課 庶務係 係長）
事務局長（嘱託）	佐 山 義 和（次長 事業調整・農村整備課 ・施設管理課担当（嘱託））

### ○配置換（平成29年4月1日付）

農村整備課 工事係 係長	久 山 聡 弘（農村整備課 工事係 主任）
堤防管理事務所 堤防管理係 書記	佐 藤 寛 久（堤防管理事務所 堤防管理係 書記補）
維持管理課 管理係 書記	柴 田 知 幸（維持管理課 管理係 書記補）
農村整備課 主幹	岡 本 満（農村整備課 主幹 工事係長 事務取扱）
施設管理課 管理係 主任	高 原 英 一（施設管理課 管理係 主任 農村整備課 工事係 主任兼務）

### ○退 職

平成29年3月31日付	水 川 隆 成（農村整備課 工事係 技師）
平成29年4月30日付	山 内 一 宏（事務局長）



# 児島湖流域清掃大作戦



開会挨拶を行う宮武理事長

岡山県では、毎年9月～11月を「児島湖流域環境保全推進月間」と定め、国・県・流域市町・民間団体等が一体となって、児島湖の環境保全活動を推進することとなっています。その行事の一環として、児島湖をはじめ流入河川等に於いて、児島湖流域環境保全推進協議会会員並びに多くの県民、民間団体、学生、国県市町職員が参加し、特に児島湖流域に居住する県民の意識高揚を図るために「児島湖流域清掃大作戦」を実施しています。

今回は11月6日（日）に、児島湖流域関係市・町の会場で、児島湖流域環境保全推進協議会主催による「平成28年度児島湖流域清掃大作戦」が実施されました。本土地改良区からも宮武理事長をはじめ大勢の役職員が参加し、当日は晴天のなか清掃活動に励みました。

主催者によりますと全会場で、総勢約4,946人の参加があり、空き缶、空き瓶、ペットボトル、発泡スチロール、木材等約42.92トンのゴミが集められました。

児島湖の水質は、児島湖流域下水道事業による下水道



清掃活動を行う参加者

の普及向上、国営児島湖沿岸地区農地防災事業による湖底のヘドロの浚渫等により、ゆるやかに改善されてきています。

児島湾土地改良区としましても関係機関と連携し、組合員の皆様と力を合わせ児島湖の水質改善に努めるとともに、地域の歴史や水の大切さを若い世代に伝えていきたいと考えています。



締切堤防会場での清掃活動

## 表紙の解説

名 称：浦安東機場

所 在 地：岡山市南区浦安903番地

事 業 名：県営かんがい排水事業

設 置 年：平成8年

使用目的：排 水

受益面積：373ha

ポンプ形式：軸流チューブラポンプ

ポンプ口径及び台数：1,500mm 2台、800mm 1台

排 水 量：5.29m<sup>3</sup>/S×2台、1.42m<sup>3</sup>/S×1台

## 役員研修 兵庫県東播土地改良区を視察

役員と総代が交互に行っている視察研修は、昨年度は役員の実施年度で、平成28年11月21日に兵庫県加東市にある兵庫県東播土地改良区を、理事8名、監事3名、事務局3名の計14名で、視察しました。当日は、小池 敏理事長をはじめ役職員の出迎えを受け、事前に依頼した研修事項について吉田事務局長から丁寧な説明を受けました。

### 【兵庫県東播土地改良区の概要】

兵庫県東播土地改良区の組合員数は、平成28年4月現在で4,500名、受益面積は、3,438.5haである。総代は、定数100名、役員は理事定数16名、監事定数4名、任期は役員・総代ともに4年で、会議は通常、総代会が年1回、理事会は年6回、監事会は年2回開催し、委員会は総務、賦課基準検討、用水調整委員会があり、必要に応じて開催している。事務局は、事務局のもとに総務課と管理課の二課制で、職員9名、嘱託職員2名の合計11名の組織で、施設の管理業務や県とともに東条川疏水の重要性や地域資源としての価値を再認識し次世代に引き継いでいくための活動を活発に行われている。さらに平成28年3月15日に国営土地改良事業東条川二期地区促進協議会が発足し、同協議会を中心に事業実施に向けて活動している。

### 【賦課金について】

平成28年度の賦課金は、下記のとおり。一般賦課金は原則、前・後期の2回に均等分割により徴収し、徴収方法は、各地域の代表者に徴収を委託し、徴収額の3%を徴収奨励金（手数料）として支払っている。徴収率は、99%であり未納者への対応については、滞納処分は行わず、未納者と改良区及び地域の代表者を交えての話し合いによる円満解決を目指している。

賦課金は、事業や財政状況を勘案して賦課基準を定めるため10年に一度見直しを行っているが、現在、国営土地改良事業東条川二期地区実施にむけた調査中で事業費が未確定であるため、事業費並びに地元負担額が確定した際に、見直しの作業に入る予定である。



研修中の役員さん

平成28年度賦課金・農地転用決済金単価

(単位：1,000㎡当たり)

区分	地域(地区)	賦課金	転用決済金	備考
旧田	ため池補給地区	2,000円	144,000円	鴨川ダム建設以前からの農地
開拓	自然かんがい地区	3,500円	252,000円	国営東条川農業水利事業において開拓された農地
	ポンプかんがい地区	3,200円	230,400円	
皿池干拓	農地地区	3,200円	230,400円	戦後の食料難対策として上記事業で干拓が進められたが、昭和40年代に同問題が改善されたため、当初計画の約20%で事業打ち切り
	工業団地地区	4,000円	252,000円	
	一部干拓地区(道路等)	喪失水量1㎡当たり 3円 (+旧田賦課金)		

特別事業賦課金は、国営・県営事業以外の圃場整備、地域農業水利ストックマネジメント事業や土地改良施設適正化事業など補助事業に限定した事業にかかる地元負担について、年1回徴収している。(代行水路、団体営水路は地元へ管理を委託している。)

地区内の農地転用状況は、毎年約3～5ha程度で、組合員の平均耕作面積は、約7反である。

## 【地区と改良区の歴史】

この地域は、降水量が少なく古くからため池が多く造成されたが、水不足の解消には至らず、幾度となくかんばつに見舞われていた。

大正13年の大かんばつを契機に各町村の首長が県に対策を要請した結果、県が三草山にため池造成を計画し、その推進母体として昭和2年に「加東郡北部耕地整理組合」が設立され、翌年から県営三草山溜池用排水幹線改良事業が着手し、昭和池が完成した。

(整理組合は、事業完了後、昭和13年に「加東郡北部普通水利組合」へ名称変更。)

しかし、上記のため池の受益地以外の地区については、未だ水不足に悩まされていた。そんな状況下で、加東郡市場村長が中心となり、有識者・技術者の意見を聞きながら、東条川上流の大川瀬渓谷にダム、上東条村土井集落に補助ダムを設け、このダム間を連絡導水路で結び、補助ダムから幹線水路によって地区内に配水する計画を練り、この計画を関係町村に諮るとともに国に陳情を重ねた結果、昭和14年に国会において東播開発に関するダム建議案が採択されることとなった。

しかし、当時は太平洋戦争に突入する状況下であったため、結局着手されず凍結となった。

終戦後は食料不足が深刻で、食料増産が急務な状況下において再び市場村長が中心となり、ダム建設計画を国及び軍政部へ波及陳情を行った。その一方で、この事業の受益地を確定させ、「兵庫県東播普通水利組合」を設立した。この陳情の結果、事業計画の早期着手のため、縮小することとなったが、昭和26年に国営東条川農業水利事業で戦後最初のコンクリートダムとして鴨川ダムが造成されるとともに昭和39年に下記に示す基幹水利施設が完成の運びとなる。この事業に伴い、造成された鴨川ダムと上述した昭和池の受益地の一部が重複しており、配水の合理化を図るため昭和池の余剰水を新加入した地区に水利転換する案が浮上した結果、上記2つの水利組合との合併が必要となり、昭和25年から合併協議が開始され翌年11月30日に兵庫県東播土地改良区が誕生した。

鴨川ダムは、昭和58年に関係市町村の上水道の共有持分が付与されるなど、農業用水の安定供給だけでなく生活用水の安定供給にも寄与している。今日では、酒米の「山田錦」の産地として知られ、優良農業地域と快適な居住地域が共存する田園都市へと変貌を遂げている。

鴨川ダムは、改良区が受託管理を行っていたが、加古川水系広域農業水利施設総合管理事業により現在は国の直轄管理となっている。

## 【前歴事業】

### ○国営東条川農業水利事業 (S22～S39年度)

受益面積：3,021ha (旧田 2,522ha、開拓 499ha)

受益地：東条町、社町、滝野町 (以上、現：加東市)、小野市、三木市

事業費：2,021百万円 (対日見返り資金 174百万円含む)

主要工事：鴨川ダム (総貯水量 8,676千 $\text{m}^3$ ) 調整池 2ヶ所 (船木池、安政池)

頭首工 1ヶ所 (東条川取入堰) 鴨川導水路 5,338m、

幹線水路 17,210m (第1号～第5号)

・関連事業：代行開墾建設事業 (昭和25年度～昭和30年度)

県営かんがい排水事業 (昭和31年度～昭和37年度)

団体営 “ (昭和27年度～昭和38年度)

### ○国営造成土地改良施設整備事業 (S62～H8年度)

事業費：3,953百万円 (土地改良事業3,663百万円、受託工事290百万円)

主要工事：鴨川ダム (堤体補修：導流部、堤頂部、鋼製ラジアルゲート 3門)

調整池 2ヶ所 (船木池、安政池) の取水ゲート改修

幹線水路 3,650m (既設-水路内面 RC補強工法)、分土工改修

管理施設 1式 (観測・警報局舎の新設、テレメーター化など)

## 【国営土地改良事業『東条川二期地区』概要】

上述した国営東条川農業水利事業によって造成された施設は、国、県による「国営造成土地改良

施設整備事業」や「基幹水利施設ストックマネジメント事業新東条川地区」において改修が行われてきたが、事業完了後50年以上を経過し、施設の老朽化、幹線水路での漏水事故発生などの問題がでてきた。このため平成24年度から26年度にかけて国が調査を行い、施設のひび割れ状況や漏水対策及び耐震性能の向上並びに、営農形態変化に伴う用水系統の見直しなどの課題が確認された。この課題を踏まえ、施設の更新等を実施するための事業計画を策定するにあたり、平成27年度から地区調査が実施されている。

総事業費：未定 （事業期間：平成31年度～平成42年度 予定）

予定負担割合（現時点）

かんがい排水 国：66.6%、県：17.0%、市：6.0%、地元：10.4%

農地防災 国：66.6%、県：30.0%、市：3.4%、地元： —

- ・事業実施に伴う同意書については、かんがい排水と農地防災事業の同意書は別々に必要で、一人の組合員の方でかんがい排水と農地防災（改修を実施するため池ごと）の同意書を何種類も徴集することとなる。さらに維持管理計画変更の同意も必要となる。
- ・事業実施における負担については、改良区側からは水管理システムの全面改修や鴨川ダムを利用した水力発電などが調査段階で検討されている。ただし、改良区負担の関係上財政状況を勘案しながら、組合員の負担にならないよう必要最低限の事業にとどめてもらうように要望している。事業負担金の財源については、賦課金の積立をもって国営・県営事業の負担金に充てる予定である。

### ◎平成26年度一般会計収支決算

歳 入		歳 出	
組 合 費	74,525,312円	事 務 費	43,020,464円
財 産 収 入	24,400円	年 金 及 び 退 隠 料	4,254,000円
補 助 金 及 び 交 付 金	4,427,001円	事 務 所 費	1,729,525円
管 理 費	69,252,522円	維 持 管 理 費	58,280,654円
借 入 金	0円	災 害 復 旧 費	0円
過 年 度 収 入	306,082円	事 業 推 進 費	1,109,735円
雑 入	27,725,059円	財 産 費	39,305,000円
積 立 金 繰 入	35,336,202円	借 入 金 元 利 償 還	27,100,006円
繰 越 金	22,127,321円	負 担 金 寄 付 金	19,424,630円
		諸 費	24,787,629円
		予 備 費	0円
収 入 合 計	233,723,899円	支 出 合 計	219,011,643円

### ◎まとめ

今回の先進地は、先述したとおり国営土地改良事業『東条川二期地区』が進められている

当改良区としても平成28年度の臨時総代会において、国営土地改良事業の全体実施設計の着手要望が議決されており、施設の老朽化等同様の問題を抱えている。

この先進地視察を通じ、当改良区も押し迫っている諸問題に対し、より真摯に向きあわなければならない事を痛感させられた。



鴨川ダム現地視察



今回は、江戸時代以降の干拓に関する記事を掲載する予定です。

<参 照> 下記サイト及び資料を参照させていただきました

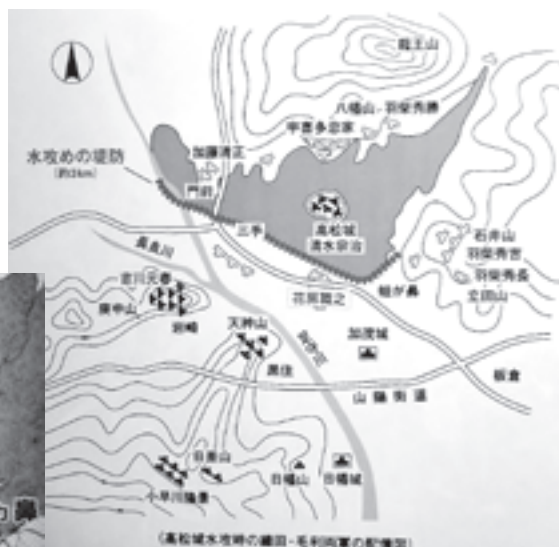
- ・ 児島湾締切堤防管理事務所 児島湾干拓資料室
- ・ 「岡山平野鳥瞰記」 - 永忠と蕃山
- ・ 早島町ホームページ並びに同町龍神社現地説明板
- ・ Wikipedia 「たたら製鉄」



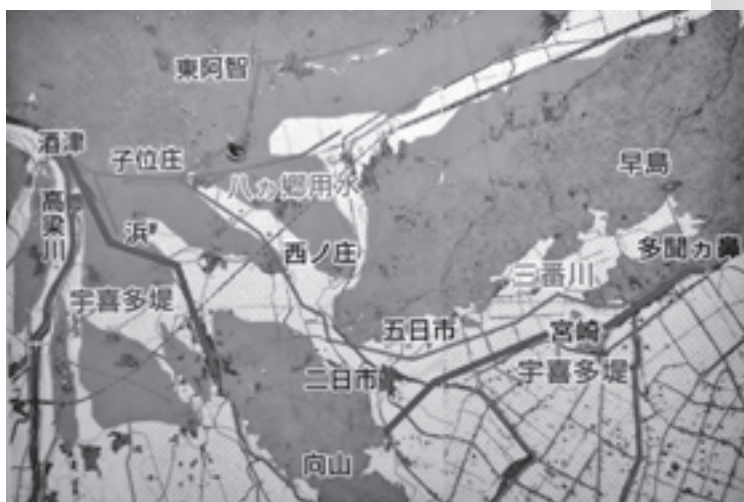
岡山平野 戦国時代の頃の海面古図

岡山平野鳥瞰記 - 永忠と蕃山 - サイトマップ  
【編集者: 藤原 大輔】 本誌の権 Copyright © 2005 AHC. All Rights Reserved.

(上) 「戦国時代の海面地区」  
(右) 「高松城水攻時の配置図」  
(ともに児島湾干拓資料室)



(高松城水攻時の織田-毛利両軍の配置図)



(左) 「戦国時代末期の早島周辺の地形と宇喜多堤」(龍神社 現地説明板)

## ◇賦課金検討委員会の委員の選任について

平成28年11月 2日開催の平成28年度第4回理事会において、組合員のうちから選任した11名の委員が決まりました。

### ◎組合員のうちから選任した委員（11名）

選挙区	氏 名	摘 要	選挙区	氏 名	摘 要
第1区	荒 木 富士男	新 任	第7区	田 中 一 朗	重 任
第2区	品 治 克 巳	新 任	第8区	山 本 清	重 任
第3区	北 村 公 茂	重 任	第9区	藤 本 哲	新 任
第4区	片 山 敬 史	新 任	第10区	牧 野 博	新 任
第5区	日 笠 篤	新 任	第11区	矢 吹 孝 治	重 任
第6区	西 谷 武 義	重 任			

委員の任期は、平成28年12月10日～平成32年12月9日までの4年間です。

### ◎理事のうちから選任した委員（3名）

被選挙区	氏 名	摘 要
第1区	旗 田 守	副委員長
第6区	佐 藤 勝	委員長
第10区	新 井 暁	

任期は、役員の任期と同じで平成28年4月16日～平成32年4月15日です。

## 賦課金は口座振替をご利用ください

児島湾土地改良区の賦課金は口座振替をご利用いただけます。金融機関はJ A岡山・中国銀行・トマト銀行がご利用できます。口座振替をご利用していただければ、納付期日内の納付忘れがなくなります。ご希望の方は当土地改良区までご連絡ください。

口座振替をご利用の方は、納付期日前に必ず残高の確認をお願いします。なお、口座振替の場合の領収書は、原則として発行しておりません。確定申告の際は、賦課金通知書（毎年7月に発行）と口座振替の預金通帳を提示していただくことで対応できます。領収書の発行をご希望される方は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせは、賦課徴収係 TEL086-262-0175へ

## 転用等、地区除外に伴う決済金について

### ◎農地を宅地等へ転用するとき

農地を宅地等へ転用される方は、土地改良法第42条の規定により土地改良区へ地区除外申請(農地転用)による決済手続きが必要です。

平成29年度の決済金等は下記のとおりです。

※市街化区域及び農業用施設に供するため200㎡未満の農地転用等についても、届出・決済等の手続きが必要です。(平成29年度)

区 域	決 済 金		調 査 費		手 数 料	
全 域	1㎡当たり <b>5.10円</b>		1㎡当たり <b>10円</b>		1筆当たり <b>1,500円</b>	
区 域	決 済 金	区 域	決 済 金	区 域	決 済 金	
都六区 (パイプライン)	1㎡当たり <b>22.62円</b>	都・大曲 (パイプライン)	1㎡当たり <b>32.53円</b>	錦六区 (パイプライン)	1㎡当たり <b>36.34円</b>	

なお、藤田都六区、藤田都・大曲(中畦・曾根の一部地区を含む)、藤田錦六区地区については、パイプラインの供用開始に伴い上記決済金が別途必要です。

また、1,000㎡以上の転用等については、別途協議が必要となります。

### ◎公共事業の転用決済金について

公共事業(道路、河川、学校用地、公園など)用地として買収または寄付される農地についても、転用決済金の納付が義務づけられています。

### ◎農地の地目変更をするときは、必ず土地改良区にお届けください

農地を農地以外の地目に変更されるときは、法務局へ手続きされるだけでなく、土地改良区にも地区除外(農地転用)手続きが必要です。

この手続きをなされないと、当該土地の削除が行われずいつまでも賦課されることとなりますので、必ず届出をしてください。

### ◎組合員の資格取得・喪失の届出のお願い

組合員の資格等に変更がある場合には、他の行政機関(法務局・農業委員会等)で手続きを行っても、当改良区には通知されないため、改良区への届出が必要となります。(土地改良法第43条)

1. 組合員が死亡した場合、相続または耕作する者からの通知
2. 組合員が農地を喪失または取得した場合(農地の売買、経営移譲、贈与等)、両者による通知
3. 住所を変更した場合

届出の用紙(農地転用等の通知書、組合員資格得喪通知書)は、土地改良区事務所の総務課に用意してありますので、手続きをしていただきますようお願いいたします。まずは、お気軽に電話でお尋ねください。

(TEL086-262-0175)